

## 病理診断用バーチャルスライド一式の更新 仕様書

### A 調達物品の内訳

1	バーチャルスライドスキャナシステム	一式
1-1	バーチャルスライド 本体部	一台
1-2	画像配信サーバ	一台
1-3	画像配信ソフトウェア	一台
1-4	スキャナ装置用架台	一台
2	システム連携ソフトウェア	一台
3	バーコード読み取りソフトウェア	一台
4	画像保存用 NAS	一台
5	蛍光顕微鏡用デジタルカメラ制御用 PC	一台
5-1	DS 制御用 PC3	一台
5-2	コントロールソフト NIS-Elements BR	一台
5-3	オプション NIS-A TIMEAS	一台
5-4	蛍光 LED 照明 D-LEDI セット	一式
6	病理支援システム連携	一式
7	HIS ネットワーク連携	一式

### B 基本的要求条件

1. 当センターにおいて、業務に滞りなく使用可能であること。
2. 調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は、下記Cに示す通りである。
3. 搬入・据付条件
  - 3-1 物品の搬入は協議の上、当センターが指定した日時並びに方法により行うこと。
  - 3-2 搬入先は当センター電顕室-2とする。
  - 3-3 搬入にあたっては、患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。
4. 物品の調整、稼働準備
  - 4-1 本物品が有効に稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任をもって行うこと。
  - 4-2 本物品導入の際には、納品時の最新バージョンのものとすること。
  - 4-3 本物品を使用する者に対し、導入時、使用が想定される職員に対して、安全使用講習を行い、安全運用及び保守に必要な知識の説明及び指導を図った場合、説明を行った後に講習日・講習参加者名・講習内容を記載したリストを当センター医療安全推進室及び経営企画課に提出すること。
  - 4-4 本物品の添付文書と取扱説明書を当センター病理診断科及び経営企画課に提出すること。
  - 4-5 入札物品は納入後においても、安定稼働が確保されていること。
5. 保守点検体制

- 5-1 検収後1年間、通常の使用により機器に発生した故障は、無償で保証すること。
- 5-2 本物品に必要な消耗品及び故障等の修繕に必要な部品について供給が確保されていること。
- 5-3 障害時において、復旧のために迅速な対応ができること。

## C 技術的条件

- 1. 1-1-1 26mm×76mmスライドの収容容量は、30枚以上であること。
- 1-1-2 スキャン倍率を20倍モードと40倍モードから選択できること。
- 1-1-3 取得画像のフォーカス合否を、自動で判定する機能を有すること。
- 1-1-4 画像取得ソフトウェアは日本語に対応していること。
- 1-2-1 OSはWindows server 2019 Standard Edition用と同等以上の性能を有すること。
- 1-2-2 CPUはIntel社製 Xeon(R)E-2124同等以上の性能、機能を有すること。
- 1-2-3 ハードディスク物理容量は1T以上、メモリは16GB以上であること。
- 1-3-1 画像配信ソフトウェアは、ID/パスワードを用いて、ログイン形式のユーザー管理機能を有していること。
- 1-3-2 画像配信ソフトウェアは、バーチャルスライド画像、またフォルダごとの公開設定が可能であること。
- 1-4-1 専用架台であること。
- 2-1 システム連携ソフトウェアは、画像配信ソフトウェアが病理支援システムと連携しバーチャルスライドのサムネイル表示、画像閲覧を可能にする性能を有すること。
- 3-1 2次元バーコード情報(QR-CODE)を自動的に読み取り、バーチャルスライドに情報を付加できる機能を有すること。
- 4-1 画像保存用NASはRAID構築を行い、実質保存容量が約16TBを有していること。
- 5-1-1 OSはWindows 10 Professionalと同等以上の性能を有すること。
- 5-1-2 CPUはIntel社製 Xeon®w-1250同等以上の性能、機能を有すること。
- 5-1-3 ハードディスク物理容量は1T以上、メモリは16GB以上であること。
- 5-2-1 既存の蛍光顕微鏡用デジタルカメラDS-Qi1を制御できること。
- 5-3-1 コントロールソフトで出来ない多重染色の撮影及び重ね合わせ画像の作成ができること。
- 5-4-1 水銀ランプとは違い長寿命かつ安定した光量での蛍光観察が可能
- 6-1 既存の病理支援システム(CLINILANWebPath)と連携が取れること。
- 7-1 既存の病院内のHISネットワークと連携が取れること。

## D その他

- 1. 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、必ず当センターに確認すること。
- 2. 本仕様書について、疑義が生じたときは、当センターの指示を受けること。
- 3. 仕様書に明記されていない事項でも、技術上、機能上又は保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に当センターと協議した後に滞りなく具備すること。
- 4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、当センター機種等選定会議で承認された入札機器にかかわる仕様書の内容をもとに審査するものである。